

仮想空間を活用した新たな出会いの場創出業務委託仕様書

1 業務委託の名称

仮想空間を活用した新たな出会いの場創出業務委託

2 目的

本県が令和5年度に実施した結婚意識調査では、県内の20～40代の独身者の約半数が結婚を希望する一方で、実際に婚活している割合は約2割にとどまっている。

こうした背景には、県土が東西に長く、離島・中山間地域を有する地理的要因から、移動や時間の確保の難しさといった「物理的ハードル」に加え、手間や周囲の目を気にするといった「心理的ハードル」が存在し、特に婚活未実施者の行動を阻害する要因になっている。

このため、オンラインの仮想空間（メタバース）上で、アバターを使って交流する気軽な出会いの場を提供することで、これらの課題を解消し、婚活へ一歩踏み出せなかった層への新たな交流機会を創出する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

上記2の目的を達成するため、下記のとおりメタバース上で、参加者自身が作成したアバターを通じた交流イベントを実施する。

(1) 参加者の募集、選定、フォローアップの実施

①本事業のターゲット

主に次のような20～30代の独身男女を想定

- ・結婚希望のある婚活未実施者
- ・内面を重視した婚活イベントに参加したい者
- ・県内在住者で居住地周辺に出会いの機会が少ない者
- ・島根県への移住を検討している者

②参加者の募集・選定に関すること

- ・上記①のターゲット層への効果的な広報・周知を図り、集客に繋がる具体的な方法を提案・実施すること。

- ・メタバースならではの利点や活用事例等をPRすること。
- ・Web上に専用ページを制作するなど、参加希望者が手軽に申し込める参加申込フォームを設けること。
- ・参加申し込みの際に顔写真付き本人確認書類や独身証明の登録を義務付けるなど、参加者の安全性を保障する仕組みを提案・構築すること。
- ・参加申し込みからイベント当日までの間のキャンセル等対策として、募集の時期や参加者の選定、参加費の決済、事前案内のタイミングなど、参加にいたるまでの一連のスキームについて効果的な手法を提案・実施すること。

(2) 企画・運営

メタバースを活用して参加者同士が十分に交流できる創意工夫を凝らしたイベントを以下のとおり実施すること。

①仮想空間上での婚活イベント

- ・実施回数

1回

- ・参加人数

男女各10名程度とし、県と協議の上決定すること。

- ・内容

参加者全員での自己紹介、1対1の交流、マッチングなど

- ・仮想空間の構築又は借り上げ

婚活イベントとして活用できる仮想空間を構築又は借り上げること。

島根らしいデザインや交流に合わせた仮想空間デザインとするなど、工夫をすること。デザインの詳細な仕様については県と協議の上決定すること。

- ・マッチング

婚活イベント内では参加者異性と交流が漏れなく十分に実施できるスケジュール及び運営を行うこと。イベント内でマッチングを行い、より多くのカップル成立に努めること。

- ・参加者への支援

参加者に対し、仮想空間への不安払拭及びイベント当日のモチベーションアップを目的とした支援を行うこと。本支援は、イベント参加前、当日を対応範囲とする。

②上記①でマッチングに至ったカップルを対象とした仮想空間上でのアバターデート

- ・実施回数

1回

- ・参加対象者

上記①でマッチングに至ったカップル

- ・内容

1対1の交流

- ・その他

仮想空間の構築又は借り上げ、参加者への支援については、上記①と同様とする。

(3) イベント後のフォロー業務

①上記(2)②のアバターデート終了後、マッチングに至ったカップルに向けて、縁を育む対面のリアルデートプランを提案すること。

②イベント終了後、参加者へイベントに関する感想や意見を聞き取るアンケートを実施し、県へ結果を報告すること。

③アンケートについては電子フォームを作成し、アンケート結果を紙媒体及び電子媒体で納品すること。

④アンケート結果等を踏まえ、本事業の効果分析・評価に加え、今後の展開や新たな出会いの手法として定着させるための施策について改善提案を盛り込んだ報告書を提出すること。

(4) その他留意事項について

- ・参加者に対して、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが運用する「しまねコンピュータマッチング（しまコ）」及び同センターが活動支援を行っている「島根はっぴいこーでいねーたー（はぴこ）」への登録案内や、県が実施するその他の出会い・結婚支援に資する事業やイベントについて、資料送付等により周知を行うこと。
- ・実施体制の構築（イベント当日のスタッフの手配等）
 - ・当日の進行、運営スケジュール、参加者の個人情報の管理
 - ・運営マニュアルの作成、スタッフへの説明
 - ・担当者との連絡調整
 - ・参加者への対応（メタバースやアバターの使い方レクチャーなど、事前対応を含む）
 - ・事故等緊急時の対応

- ・参加者からのメタバース機能やイベントに関する問い合わせに対応すること。

5 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を県へ提出すること。
 - ・事業実施報告書、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ・業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、島根県に帰属する。